

令和 4 年

綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1	令和4年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	令和4年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	令和4年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
4	令和4年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
5	令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
6	綾瀬市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例	5
7	綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
8	綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8
9	綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10
10	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
11	綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例	15
12	綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	18
13	綾瀬市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	20
14	動産の取得について（市庁舎等フリーアドレスに伴う什器等調達物品）	21
15	動産の取得について（綾瀬市立小・中学校ネットワーク機器調達物品）	22
16	市道路線の認定について（R889-2）	23
17	専決処分の承認について（令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第12号））	別 冊
18	令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第13号）	別 冊
19	令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第14号）	別 冊
20	令和3年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別 冊
21	令和3年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	別 冊
22	令和3年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	別 冊

報 告

1	専決処分の報告について（綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例）	24
---	------------------------------------	----

綾瀬市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部綾瀬市文化会館運営審議会の項を次のように改める。

綾瀬市生涯学習 推進審議会	生涯学習の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内	2年
------------------	--	-------	----

(綾瀬市立図書館条例の一部改正)

第2条 綾瀬市立図書館条例（平成19年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第16条」を削る。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

(綾瀬市立公民館条例の一部改正)

第3条 綾瀬市立公民館条例（平成26年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第29条第1項及び第30条第2項」を削る。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

第16条中「第13条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1号中「第11条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条第2号中「第12条各号」を「第10条各号」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「第10条」を「第8条」に、「第17条」を「第15条」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

別表第3中「第13条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる従前の審議会等の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) 綾瀬市文化会館運営審議会

(2) 綾瀬市立図書館協議会

(3) 綾瀬市公民館運営審議会

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の綾瀬市附属機関の設置に関する条例別表に規定する綾瀬市生涯学習推進審議会の委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

生涯学習施設に個別に設置されている附属機関を再編及び統合し、各施設に対する横断的な調査審議を行う新たな附属機関を設置するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 学校運営協議会委員

第5条第2号中「第23号」を「第24号」に改める。

別表災害弔慰金等支給審査委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	12,000
-----------	----	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

学校運営協議会を新たに設置することに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和56年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次の1号を加える。

(4) 子育て部分休暇

第12条の3の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第12条の4 子育て部分休暇は、職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第13条の2及び第13条の3において同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例第8条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第13条の2第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法

律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

子育て部分休暇を導入するに当たり、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業法及びこの条例の規定による育児休業その他の制度（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に関する事項を知らせるとともに、育児休業等の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業等の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業等に係る研修の実施
- (2) 育児休業等に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、所要の改正をいたしたく提案するものがあります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.6」を「100分の5.95」に改める。

第6条中「16,800円」を「18,800円」に改める。

第6条の2第1号中「次号」を「以下この条」に、「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第6条の3第1項中「100分の1.95」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「100分の1.8」を「100分の2.1」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第12条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「11,760円」を「13,160円」に改め、同号イ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「8,400円」を「9,400円」に改め、同号イ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「3,360円」を「3,760円」に改め、同号イ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人についてそれぞれ定める額

- ア 前項第1号アに規定する額を減額した世帯 2, 820円
- イ 前項第2号アに規定する額を減額した世帯 4, 700円
- ウ 前項第3号アに規定する額を減額した世帯 7, 520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人についてそれぞれ定める額

- ア 前項第1号ウに規定する額を減額した世帯 1, 020円
- イ 前項第2号ウに規定する額を減額した世帯 1, 700円
- ウ 前項第3号ウに規定する額を減額した世帯 2, 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 400円

第12条の2中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第12条中」を「第12条第1項中」に改める。

附則第10項及び第11項中「第12条に」を「第12条第1項に」に、「第12条中」を「第12条第1項中」に改める。

附則第12項及び第13項中「第12条中」を「第12条第1項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項、第6条、第6条の3第1項、第7条及び第12条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

国民健康保険事業の健全な運営を確保するために国民健康保険税額を改定し、及び地方税法の一部改正に伴い未就学児に係る国民健康保険税額の減額措置を講ずるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例

綾瀬市都市公園条例（昭和 5 1 年綾瀬町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「当該」を削り、「炊事棟、レストハウスシャワー及び駐車場」を「次に掲げる有料施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 多目的フィールド（興行、競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し（以下「イベント等」と総称する。）を開催するために利用しようとする場合に限る。）
- (2) レストハウスシャワー
- (3) 駐車場
- (4) 炊事棟

第 1 9 条中「の一部（以下「都市公園等」という。）」を削る。

第 2 0 条中「次に掲げる業務」を「別表第 5 に掲げる都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるもの」に改め、同条第 1 号中「都市公園等の」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「（炊事棟を除く。）」を削り、同条第 5 号中「都市公園等」を「施設」に改め、同条第 6 号中「都市公園等の」を削る。

第 2 6 条中「都市公園等」を「別表第 5 に掲げる都市公園」に改める。

別表第 1 光綾公園の項及び別表第 2 光綾公園の項中「野球場」を「多目的フィールド」に改める。

別表第 5 中「都市公園等」を「都市公園名」に改め、「（有料施設）」を削る。

別表第 6 の 1 専用利用料金の表中

光綾公園	野球場	2 時間	1, 8 5 0 円
	夜間照明施設	1 時間	5, 7 5 0 円

光綾公園	多目的フィールド (スポーツ利用)	2 時間	3, 1 5 0 円
------	----------------------	------	------------

多目的フィールド (イベント等利用)	4時間	6,300円
	1時間(午前6時から午前9時までに限る。)	1,600円
夜間照明施設	1時間	5,650円

」に

改め、別表第6の2 個人利用料金の表の備考2を次のように改める。

2 専用利用料金の表及び個人利用料金の表において単位の欄に規定する時間は、それぞれの有料施設における1単位当たりの時間(以下「単位時間」という。)とする。

別表第6の2 個人利用料金の表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、同表備考4中「入場料」を「入場料等」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 有料施設は、午前9時から単位時間ごとに区分して利用するものとする。ただし、午前6時から午前9時までの時間に有料施設を利用する場合には、当該時間のうちからそれぞれの有料施設に係る単位時間で利用することができる。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の別表第1に規定する多目的フィールドの利用の手續その他の多目的フィールドの管理に関し必要な行為は、改正後の第7条第3項、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

光綾公園野球場の再整備により新たに設置される多目的フィールドの利用の区分、利用料金その他施設の利用に関し必要な事項について規定するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年綾瀬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「その他」を「又は地震等」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に、「報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の報酬は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 年額報酬 6 月及び 1 2 月に等分して支給する。ただし、年の途中において任命し、又は退職した者については、その勤務月数に応じて支給する。

(2) 出動報酬 月ごとに支給する。

第 1 3 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

報酬の種類	区分	報酬額
年額報酬	団長	円 1 5 4 , 5 0 0
	副団長	1 1 4 , 3 0 0
	分団長	9 0 , 2 0 0
	副分団長	7 7 , 5 0 0
	部長	6 0 , 2 0 0
	団員	4 8 , 8 0 0
出動報酬	水火災又は地震等の災害	1 回（3 時間未満の場合） 4 , 0 0 0
		1 回（3 時間以上の場合） 8 , 0 0 0
	警戒・訓練	1 回 3 , 5 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条、第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にした出動に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前にした出動に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

消防団員の報酬等の適正化を図り、併せて処遇の改善を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（譲渡等の禁止）

第3条 この条例の規定による損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第4条中「非常勤消防団員等に係る損害補償に」を「非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）に係る損害補償に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供して貸付けの申込みをした場合については、改正後の第3条の規定にかかわらず、同日以後も、なお従前の例によりこれらの権利を担保に供することができる。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 市庁舎等フリーアドレスに伴う什器等調達物品
- 2 契約金額 94,600,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県綾瀬市蓼川2丁目1番14号
有限会社北の台文具
取締役 齊藤 米夫
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

市庁舎等フリーアドレスに伴う什器等調達物品を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬市立小・中学校ネットワーク機器調達物品
- 2 契約金額 19,444,590円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地6 横浜みなと第一生命ビル11階
株式会社ウチダシステムズ 神奈川支社
支社長 小江 光明
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市立小・中学校ネットワーク機器調達物品を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 889-2号線	深谷中六丁目 2032番22地先	深谷中六丁目 2032番15地先	45.0	4.5	

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

第1号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年2月24日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例

綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第11号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月27日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、綾瀬市個人情報保護条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。